

災害に強い県土づくりについて

1 提言の背景

(1) 最近の状況

本県は、これまで台風、豪雨、地震、火山災害など様々な自然災害を経験してきている。

最近では、平成22年10月に奄美大島で集中豪雨による災害、平成23年は、1月に霧島山新燃岳の約300年ぶりの本格的なマグマ噴火による災害、奄美大島では9月に北部で、11月に南部で集中豪雨による災害が発生した。

また、桜島は平成23年で3年連続して年間の爆発回数を更新するなど活動が活発化している。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上国内最大規模となるM9.0を記録し、大規模な津波を伴い、死者・行方不明者約2万人、建築物の全壊・半壊約37万戸、避難者はピーク時には40万人以上という未曾有の大災害となった。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、津波で原子炉等を冷却するための電源が失われ、大量の放射性物質が外部へと放出される重大な事故が発生し、周辺一帯の多くの住民は長期の避難生活を余儀なくされている。

このような状況の中、国では、防災基本計画に「津波災害対策編」を新設し、地震・津波対策の抜本的強化を図るほか、避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮を盛り込むなどしている。さらに、事故の長期化・深刻化、広域避難への対応など、原子力災害対策の検討を進めている。

県では、平成5年や平成18年の豪雨災害、平成7年の阪神・淡路大震災などを受け、治水や砂防施設等の整備、自主防災組織率の向上など防災対策に取り組んでいるが、今回の東日本大震災の被害状況や奄美豪雨災害、新燃岳の火山災害等の教訓を踏まえて、災害時の情報通信体制、避難の長期化に対応した避難体制などの課題について検討を進めている。

また、本県には九州電力株式会社川内原子力発電所があることから、国の防災指針の改定等による見直しまでの間の原子力災害対策として、

「原子力災害対策暫定計画」を昨年12月に策定している。

県議会においては、防災対策について、県議会災害対策協議会の活動のほか奄美豪雨災害や新燃岳の火山災害、原子力発電所の安全対策など、本会議等でも論議を行ってきている。しかし、東日本大震災の甚大な被害、特に津波による被害や原子力発電所事故に伴う影響などを勘案すると、改めて検討する必要があると考えたところである。

そうした中で、国においては、引き続き東日本大震災を踏まえた見直しを行うこととし、また、原子力災害対策についても検討を行っており、県においても、3月に県地域防災計画を修正し、その後も、今後の国の対応を踏まえて、県地域防災計画のさらなる見直しを行う予定としている。

このような状況の中で、これまで得られた教訓や災害の現場等で実感したことなどをもとに、災害に備え、取り組むべき課題について、以下のとおり検討することとしたものである。

(2) 本県の災害での教訓から

奄美豪雨災害においては、通信の途絶や道路の寸断により集落への通信手段や交通手段が不通となり、災害情報の収集、住民の安否確認などに時間を要したり、負傷者や救援物資の搬送などが一時困難となった。その中で、コミュニティFMの放送で様々な情報提供が行われたり、海上輸送が行われるなどの取組がなされたことは、記憶に新しい。

このようなことから、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援等に対応するためには、正確な情報が迅速に提供されるとともに、避難や人命救助等が迅速に行われるように、多様な通信手段の整備・活用、避難経路の複数確保に取り組むことが必要である。

また、集中豪雨が県内各地で頻発し、さらに、新燃岳や桜島の火山活動も活発化していることなどから、日頃からの維持管理や災害時の情報提供はもちろんのこと、河川改修及び砂防施設等の整備を着実に進めていくことが必要である。

河川内の堆積土砂、いわゆる寄洲については、経年とともに堆積したものの、土石流等により形成されたもの等があるが、寄洲除去については、住民の要望も強い。

しかしながら、要望箇所も多く十分に進んでいないことや集中豪雨が増加している状況も踏まえて、河川内の堆積土砂の除去については、早急な対応が必要である。

(3) 東日本大震災での教訓から

東日本大震災では、これまでにない規模の地震や津波のため、特に津波で多くの住民が被災し、多数の建築物等が全壊・半壊し、避難所も被災するなど、防災対策をはるかに超え、甚大な被害が発生した。

こうしたことから、市町村において、津波や他の災害に備えて、ハザードマップを作成したり、避難所を再点検するなど、改めて地域を見直す必要がある。その結果を住民に周知徹底し、防災意識を高めていくことが求められる。

また、東日本大震災では、被害が大規模でしかも広域化したことから、避難者は多数に及び、ライフラインの復旧にも時間を要した。そのため、避難所においては、食料・水等の不足、停電や断水等によるトイレ・入浴への支障、授乳スペースや更衣室もないことによるプラ

イバシーの問題等が数多く見受けられた。

今後は、特に拠点となる体育館等の避難所については、大規模災害に対応できるよう、ライフラインの復旧までの間、即座に必要な非常用発電機の整備など、避難所の設備・機能の充実が求められる。

また、県が体育館等を建設するにあたっては、避難所としての整備可能性等について、事前に市町村に確認・協議するなどの取組が必要である。

さらに、東日本大震災では、仮設住宅の設置場所の確保が難しく、避難所での生活が長期化したことから、今後は、避難の長期化に備え、仮設住宅の設置場所については、災害の想定の見直し等を踏まえ選定しておく必要がある。

また、避難が長期化すると、臨時的な避難所等の確保が求められる場合もあることから、宿泊施設などの確保についても取り組むことが必要である。

福島第一原子力発電所の事故のため、多くの住民が避難を余儀なくされ、かつ深刻な放射能汚染の問題が発生した。

川内原子力発電所については、東日本大震災以降、九州電力は、津波に対する緊急安全対策やシビアアクシデントへの対応に関する措置をとり、その後、国のいわゆるストレステストが行われている。

県議会においても、昨年6月に、原子力安全対策等特別委員会を設置し、川内原子力発電所の安全対策等に関する調査を行う中、県は原子力災害対策暫定計画の策定を行うなど、原子力災害対策の見直しを進めている。

県においては、原子力災害対策について、県民の安全確保を第一に検討するとともに、県民に情報提供を行うことが必要である。

(4) 県民の防災活動の充実に向けて

災害に強い県土づくりに向けて、県や国・市町村のみならず、県民や各種機関・団体が、それぞれの役割を発揮するよう、備えを改めて見直すとともに、自らの身の安全は自ら守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って確保する「共助」、そして「公助」の三位一体の取組を一層進めていく必要がある。

地域コミュニティが希薄化し、防災機能の低下が懸念される中、自主防災組織の組織率の向上にさらに取り組む必要がある。

また、住民、自治会をはじめ、学校、企業、事業所、NPO 等が連携し、しかも地域により異なる災害リスクの特性を把握し、関係者間で防災知識の共有、リスク回避の具体的な手段の準備やそれを身につける訓練といった日頃からの地道な取組を積み重ねていくことが必要である。

これまで、本県では、多数の災害が発生していることなどから、学校においては子どもたちに、まず避難という行動が実践できるようにするなど、防災教育に一層力を入れていく必要がある。

最近、災害時には、ボランティアの力が寄せられ、多くの支援がなされている。成人後も、誰もがボランティアとして、できる限り協力していく気持ちを持ち続けるため、学校などで、ボランティア活動への参加意識の醸成などに取り組んでいくことが求められる。

東日本大震災でも、ボランティアが多数駆けつけたが、当初、市町村のボランティアセンターでは、情報やスタッフの不足等から、ボランティア活動が十分にできなかったところがあった。

災害時には、ボランティアの協力は、現地において大きな支援となるため、できるだけ速やかにボランティアの募集・受入れ・活用等ができるように、ボランティアコーディネーターの育成など、日頃から準備しておく必要がある。

こうした地域での取組のほか、専門的能力等を有する各種機関・団体による災害時の連携・協力も欠かせないことから、協力体制の拡充のため、事前の取組を進めておく必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提 言

(1) 災害応急対策への備え

① 災害時の情報伝達体制の整備促進

災害時に正確な情報伝達を迅速に行うため、防災行政無線・屋外放送設備の整備，衛星携帯電話・コミュニティFM等のラジオを活用するなど，市町村や放送事業者等と連携して，速やかに情報伝達体制の整備促進を図ること。

また，ラジオ等の難視聴地域の解消に向けても取り組むこと。

② 孤立集落防止対策

災害時に孤立集落が発生しないように，道路等の避難経路及び住民への通信手段を複数確保するよう努めること。

③ 避難所の再点検及びハザードマップの作成

東日本大震災では，津波で避難所も被災していることから，風水害，地震・津波，火山災害などに応じた避難所となっているか，再点検の実施について，市町村に助言を行うこと。

また，居住地域の地理的条件や災害に応じた避難場所の確認等のため，ハザードマップの作成及び住民への周知を促進するよう市町村に助言を行うこと。

④ 避難所の設備・機能の充実

体育館等の避難所については，大規模災害時に対応できるよう，非常用発電機など，設備・機能の充実を図るよう，市町村に助言を行うこと。

県が，体育館等を建設するに当たっても，市町村と協議するなど，防災についても十分配慮すること。

⑤ 仮設住宅の設置場所の選定

避難の長期化に備え，仮設住宅の設置場所については，災害の想定の見直し等を踏まえ，早急に検討し，選定するよう市町村に助言を行うこと。

(2) 県民の防災活動

① 自主防災組織の育成・強化

自主防災組織率については、平成23年4月現在で73.3%であるが、関係機関と連携して、今後とも、組織率の向上に向けて、取組の強化を図ること。

また、自主防災組織の効果的な防災活動につなげるため、研修のほか、防災訓練・図上訓練等の実践的な活動に取り組むよう市町村と協力して促進すること。

② 防災教育等の充実

学校・地域・事業所等において、災害時に迅速・適切に行動できるよう、防災知識・避難行動、ボランティア活動への参加意識の醸成など、防災教育・研修を充実し、継続して行うこと。

③ 災害時の協力体制の拡充

災害時の協力体制を拡充するため、各種団体等との防災協定締結の取組、ネットワークづくりを一層推進すること。

また、災害時における市町村のボランティアセンターの役割がさらに発揮できるよう、県においても、積極的に支援に取り組むとともに、市町村に対し、ボランティアコーディネーターの育成など体制等の充実を図るよう助言を行うこと。

さらに、臨時的な避難所等の確保について市町村に働きかけること。

(3) 原子力災害対策

本県においては、国の防災指針の改定等に一定の期間を要することから、県独自に原子力災害対策暫定計画の策定を行うなど、原子力災害に係る防災対策の見直しを進めているところであるが、今後とも、国の原子力災害に係る防災対策の検討状況も踏まえながら、積極的かつ迅速に検討、対応を行い、県民の安全確保等に努めるとともに、県民へ情報提供すること。

(4) 災害未然防止のための施設整備等

① 施設整備等の推進

近年、局地的豪雨が増加傾向にある中、水害や土砂災害が頻発し、また、新燃岳や桜島の火山活動も活発化し、火山災害の可能性が増し

ている。

これらの災害から県民の生命及び財産を守るため、河川改修及び砂防施設等の着実な整備を進めるとともに、適正な維持管理や住民の警戒避難体制を支援する防災情報の提供などに努めること。また、整備等に当たっては、国の補助金等の確保に努めること。

② 浸水対策の推進

河川内の堆積土砂については、水害の原因の一つになりうるため、浸水被害の未然防止を図る観点から、その除去については、コスト縮減の工夫等を行うとともに、予算確保に積極的に努め、期間を定め集中的に取り組むこと。

以上の取組をはじめ、総合的な防災・減災対策等に努め、災害に強い県土づくりを一層進めること。